



花菖蒲

原田会計事務所報

編集 発行人
税 理 士

原 田 啓 吾

広島市中区十日市町1-3-37
十日市町ビル 平730-0805
TEL 082(291)9870代
FAX 082(295)2121
URL <http://www.haradakaikai.net/>

◆ 6月の税務と労務

6月

(水無月) JUNE

- 国 税** / 5月分源泉所得税の納付 6月11日
- 国 税** / 所得税の予定納税額の通知 6月15日
- 国 税** / 4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 7月2日
- 国 税** / 10月決算法人の中間申告 7月2日
- 国 税** / 7月、10月、1月決算法人の消費税等の
中間申告 (年3回の場合) 7月2日
- 地方税** / 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第1期分) 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与
支払届 支払後5日以内

日	月	火	水	木	金	土
-	-	-	-	-	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

労 務 / 児童手当現況届 (市町村役場に提出)

7月2日

歳入庁構想 国民年金保険料の未納問題を受け民主党がマニフェストに掲げたもので、日本年金機構 (旧社会保険庁) を国税庁に統合して、年金保険料と税金を一体的に徴収する組織にする構想。この3月から歳入庁創設に向けた検討が開始されていますが、巨大組織となるだけにその誕生には時間がかかりそうです。

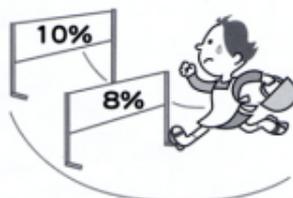
ワン
ポイント

社会保障・税一体改革のポイント

年金・医療・介護など増大する社会保障費を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築とその財源確保及び財政健全化を図るための「社会保障・税一体改革」が、現在、我が国が直面する最大のテーマとなっています。そこで、一体改革のうち、主に税制技術改革事項を中心にそのポイントを整理しました。

① 消費税

- (1) 税率の段階的引上げ
平成二十六年四月一日より八%（内、地方消費税分一・七%）
 - (2) 平成二十七年十月一日より一〇%（内、地方消費税分二・二%）
- また、引上げが実施される場合、工事の請負等については経過措置が設けられます。



① (2) 課税の適正化

事業者免税点制度
資本金一千万円未満の新設法人に関する免税点制度について、五億円超の課税売上高を有する事業者が直接または間接に支配する法人（親族、関連会社を含めた資本の持分比率が五〇%超の会社）を設立した場合には、その設立された法人の設立当初二年間に

ついては、課税事業者とするなど現行の資本金一千万円以上の新設法人に対する措置と同様の措置が講じられます。
この改正は、平成二十六年四月一日以後に設立される法人に適用されます。

② 簡易課税制度

簡易課税制度のみなし仕入率については、実際の仕入率を大幅に上回っている業種があることから、今後の実態調査を踏まえ、見直しが行われます。

③ 中間申告制度

中間申告義務のない直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含む）が六〇万円以下の事業者のうち、自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告（年一回・半期）を可能とする制度が導入されます。
この改正は、平成二十六年四月一日以後に開始する課税期間に係るものに適用されます。

② 個人所得課税・税率見直し

平成二十七年分の所得税から

課税所得五千万円超の所得税率が、四〇%から四五%に引き上げられます。

③ 相続税の見直し

- (1) 基礎控除の縮小
① 定額控除額が五千万円から三千万円に縮小されます。
- (2) 法定相続人比例控除額が一千万円から六〇〇万円に縮小されます。
- (2) 死亡保険金に係る非課税限度の法定相続人の範囲限定
現行は、五〇〇万円に法定相続人の数を乗じた金額ですが、法定相続人の範囲が、未成年者、障害者または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定されます。
- (3) 税率構造の見直し
最高税率が五〇%から五五%に引き上げられます（図表1）。
- (4) 未成年者控除・障害者控除の引上げ
① 未成年者控除：二〇歳までの一年につき一〇万円（現行六万円）
② 障害者控除：八五歳までの一年につき一〇万円（現行六万円）、特別障害者は二〇万円

(現行1二万円)

以上の改正は、平成二十七年一月一日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

4 贈与税の見直し……………

① (1) 税率構造の見直し

二〇歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率が新設されます(図表2)。

② ①以外の場合の最高税率が五〇%から五五%に引き上げられる一方、税率区分が八段階(現行六段階)とされ、贈与額によっては税率が引き下げられます(図表3)。

(2) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

① 受贈者の範囲に「二〇歳以上である孫」が追加されます。
 ② 贈与者の年齢要件が、六〇歳以上(現行六五歳以上)に引き下げられます。
 以上の改正は、平成二十七年一月一日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

【図表1】相続税の税率構造

	現行	改正案
1,000万円以下の金額	10%	同左
3,000万円 -	15%	同左
5,000万円 -	20%	同左
1億円 -	30%	同左
2億円 -	-	40%
3億円 -	40%	45%
3億円超の金額	50%	-
6億円以下の金額	-	50%
6億円超の金額	-	55%

【図表2】

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

	現行	改正案
200万円以下の金額	10%	同左
300万円 -	15%	-
400万円 -	20%	15%
600万円 -	30%	20%
1,000万円 -	40%	30%
1,000万円超の金額	50%	-
1,500万円以下の金額	-	40%
3,000万円 -	-	45%
4,500万円 -	-	50%
4,500万円超の金額	-	55%

【図表3】上記以外の贈与と財産に係る贈与税の税率構造

	現行	改正案
200万円以下の金額	10%	同左
300万円 -	15%	同左
400万円 -	20%	同左
600万円 -	30%	同左
1,000万円 -	40%	同左
1,000万円超の金額	50%	-
1,500万円以下の金額	-	45%
3,000万円 -	-	50%
3,000万円超の金額	-	55%

税制改革工程表(社会保障・税一体改革大綱より)



減価償却資産の定率法の償却率改正

平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率を2.5倍した償却率(250%定率法)から、定額法の償却率を2倍した償却率(200%定率法)に引き下げられました。これに伴い、改定償却率及び保証率についても改正されています。

1. 定率法の償却率

定率法の償却率は、次のようになります。

- ① 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した資産…250%定率法の償却率
- ② 平成24年4月1日以後に取得した資産…200%定率法の償却率

なお、特例措置により、改正事業年度(平成24年4月1日前に開始し、同日以後に終了する事業年度)に取得した資産については、平成24年4月1日以後に取得した

ものも含めて全て250%定率法により償却することもできます。

また、「200%定率法の適用を受ける旨の届出書」を所轄税務署長に提出することにより、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した資産についても、改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度以後の償却限度額の計算について、200%定率法により償却することができます。

2. 資本的支出を行った場合

平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、その資本的支出による追加償却資産については200%定率法により償却します。また、平成24年4月1日以後に行った資本的支出による追加償却資産と平成24年3月31日以前に取得し250%定率法を適用している旧減価償却資産の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の資産を新たに取得したものとして償却することはできないこととするなど、所要の措置が講じられました(合算の特例の適用から除外)。

確定申告を間違えたとき

確定申告の期限後に、申告した内容の間違ひがあったときは、次の方法で訂正します。

① 納める税金が多かったときなど

誤りの内容を記載した「更正の請求書」を税務署長に提出します。税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認めた場合には、更正の請求をした人にその内容を通知し、税金を還付します。平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の更正の請求ができる期間は、法定申告期限から5年以内です。

② 納める税金が少なかったときなど

誤った内容を訂正するための修正申告を行います。新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となります。この場合、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

予約契約書、仮契約書と印紙税

印紙税は、文書を作成する都度課税される税金です。

たとえ予約契約や仮契約と本契約の二度にわたって契約書と本契約書に作成された場合でも、それぞれ印紙税が課税されま

す。予約契約書は、協定書や覚書といった名称で作成されることもありますが、その名称にかかわらず、その成立させようとす

る本契約の内容に従って課税文書に該当するかどうかを判断することとなります。

また、仮領収書についても、後に本領収書が作成されるかどうかにかかわらず、金銭等の受取事実を証明するために作成されたものであれば、金銭又は有価証券の受取書に該当し、印紙税が課税されます。